

資料2 第21回河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項	第21回河川保全利用委員会 (H20.8.26) 審議内容 (主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項)	第21回委員会での審議結果	第22回河川保全利用委員会 審議内容	第22回委員会 配布資料
1) 第20回委員会の整理事項	<ul style="list-style-type: none"> ●「資料3 第20回河川保全利用委員会審議事項の整理表」の審議事項を確認し、承認した。 ●「資料4 基本理念と基本方針に係るこれまでの検討経過」にてこれまでの経過を説明した後、「資料5 基本理念と基本方針について」を説明し、審議を行った。 	-	-	-
2) 基本理念・基本方針について	<p>【基本理念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文章のまとめ方として、基本理念と基本方針を分けて記載できるならしたほうがよい。 ・具体的な利用を示した6項目を基本理念とすることはふさわしくない。基本理念は淀川水系全体の考えである「川でなければできない利用、川に活かされた利用」とすべきである。 ・淀川水系全体の考え方を基本理念として、具体的な利用形態として6項目を掲げた方が理解しやすいのではないか。 <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5項目の基本方針の記載方法に統一性を持たせるべきである。 ・5項目の基本方針と各占有区域ごとの基本方針との関係がわからない。 ・各占有区域ごとの基本方針はガイドラインの中に入れておけば理解しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・構成や記載方法については事務局にて再整理し、次回委員会にて提案の上で、引き続き審議を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念・基本方針の審議を引き続きお願いする。 	資料3
3) ガイドラインについて	<ul style="list-style-type: none"> ●「資料6 ガイドラインについて」「資料7 審査表について」を説明し、審議を行った。 <p>【ガイドライン作成主体について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインは河川管理者が作成し、委員会は意見を述べることとする。 <p>【ガイドラインに替わる名称について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル・手引き・手順・ガイドなどの名称案が出されたが、名称を決定するまでには至らず。 <p>【審査表について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続利用の記載内容をもう少し検討するべきである。 ・「整備」という言葉は新規の場合も、既存施設の改変の場合も使用するのはないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 【ガイドライン作成主体について】 ・ガイドラインは河川管理者が作成し、委員会は意見を述べることとする。 【ガイドラインに替わる名称について】 ・事務局にて再整理して次回委員会に提示の上、審議を行う。 【審査表について】 ・記載内容や文言について事務局にてチェックし、次回委員会で引き続き審議を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインに替わる名称、審査表について引き続き審議をお願いする。 	資料4、5
4) ガイドライン制定後の委員会審査について	<ul style="list-style-type: none"> ●「資料8 ガイドライン制定後の委員会審査について」を説明し、審議を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・委員会は少ない方がよいが、完全になくなってしまうと考え方の継続が難しくなることが考えられるので、何らかの形でチェックが効くようにすべきである。 ・審査に関わらず、報告を受けて意見を述べることが考えられる。 ・許認可の話なので、C案で済めば、それが普通の許認可の姿だと思ふ。 ・審査表の機能を確かめながら、B案やC案へ近づけていくという形が望ましい。 ・C案で河川管理者が審査を行う際には、しっかりと判断根拠を示すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・A案は誰も支持していないので、今の形態での委員会だけでなくもよいということは一貫しているが、B案、C案のように審査に関わっていくか、それとも審査に関わらずに報告を受けて意見を述べるのか、もう少し詰める必要があるので、次回委員会にて引き続き審議する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・望ましい委員会審査方法について、引き続き審議をお願いする。 	資料6
5) 今後のスケジュールについて	<ul style="list-style-type: none"> ●「資料9 今後のスケジュールについて」を説明した。 <ul style="list-style-type: none"> ・委員長任期の延長(平成21年3月末まで)について合意がなされた。 ・規約の特例措置であることから、文章で残すなどの手続きをすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局にて手続きを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きの確認をお願いする。 	資料7
一般傍聴者からの意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ●一般傍聴者からの意見は無し。 	-	-	-

資料3 基本理念・基本方針について

第21回委員会にて提案した「基本理念・基本方針について（修正案）」	第22回委員会にて提案する「基本理念・基本方針について（修正案）」	説明
<p>基本理念・基本方針について（第21回委員会案）</p> <p>この基本理念は、琵琶湖河川事務所が所管する野洲川、瀬田川、草津川の河川敷における保全及び利用に関する理念として制定したものである。</p> <p>淀川水系河川整備計画に示された淀川水系全体の河川利用に関する基本的な考えは、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本として自然環境と調和した河川の利用を促していくとしており、それを踏まえて琵琶湖河川事務所が所管する河川に共通する具体的な利用を示したものを基本理念とする。</p> <p>しかし、琵琶湖河川事務所が所管する河川はそれぞれ利用実態が異なり、個々の特性を有していることから、各河川に即した利用のあり方については、基本理念を踏まえて、基本方針として定める。なお、この基本方針は河川保全委員会（琵琶湖河川事務所）以下「河川保全委員会」という。）における審査が終了した占用許可施設が存する河川の占用区域ごとに定めるものとし、未だ審査を行っていない河川については審査終了後に随時定めていくものとする。</p> <p>なお、基本理念・基本方針の適用は、新規要望施設と既存継続施設を区分することなく適用することを原則とする。</p> <p>1. 河川敷利用の基本理念 河川保全委員会が定める基本理念とは以下のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> (1) 自然環境の保全・治水・利水を踏まえた利用 (2) 水環境学習を推進するための利用 (3) 治水・利水のあり方を理解するための利用 (4) 自然散策等健康増進のための親水空間としての利用 (5) 流域の景観（生態的景観を含む）と歴史・文化を損なわない利用 (6) 自由使用と自己管理のもとの利用 </div>	<p>基本理念・基本方針について（第22回委員会案）</p> <p>琵琶湖河川事務所が所管する河川における河川敷利用の基本理念と基本方針（案）</p> <p>河川敷は、その活用によるまろづくりの推進などの要請に応え、公園等の施設整備が進められてきた。これら公園等の人工的に整備された施設は、本来の川の姿を特徴付ける景観を失わせている現状もあるため、河川本来の特性を活かした利用形態への見直しが求められている。そのため、ここに河川敷利用における基本理念と、その基本理念を基礎としてより具体化・汎用化した河川敷利用の基本方針を定める。</p> <p>なお、この基本理念及び基本方針は、新規要望施設と既存継続施設を区分することなく適用することを原則とする。</p> <p>1. 河川敷利用の基本理念 川は、生物の生息・生育環境として、地域に残された貴重な自然環境を有する場であり、そのような環境を享受しつつ地域固有の風土・文化が形成されてきた。そのような認識の下で、将来に地域の貴重な財産を継承していくために「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を河川敷利用の基本理念とする。</p> <p>なお、この基本理念を踏まえた望ましい具体的な利用形態は以下のものが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 自然環境の保全・修復に向けた利用 (2) 水環境学習を推進するための利用 (3) 治水・利水のあり方を理解するための利用 (4) 自然散策等健康増進のための親水空間としての利用 (5) 流域の景観（生態的景観を含む）と歴史・文化を損なわない利用 (6) 自由使用と自己管理のもとの利用 	<p>《第21回委員会での委員意見を受け、構成、記載方法について事務局で再整理して提示》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤字は委員意見を反映して修正した内容（主な委員意見は資料2「第21回河川保全利用委員会審議事項の整理表」とおり） ・青字は事務局において再整理した内容 <p>＜基本理念は淀川水系全体の考え方である「川でなければできない利用、川に活かされた利用」とすべき＞との意見を受けて修正</p> <p>＜具体的な利用を示した6項目を基本理念とすることはふさわしくない＞＜具体的な利用形態として6項目を掲げた方が理解しやすい＞との意見を受けて修正</p> <p>＜5項目の記載方法に統一性をとせよ＞との意見を受けて修正</p>
<p>2. 河川敷利用の基本方針 琵琶湖河川事務所が所管する各河川における河川敷利用の基本方針は、基本理念を踏まえて以下のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 自然環境の保全・治水・利水を踏まえたものとする。 (2) 誰もが河川と容易にふれあええるものとする。 (3) 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。 (4) 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、自然環境の復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。 (5) 利用が競合する場合は、関係住民間で合意形成を図るものとする。 	<p>2. 河川敷利用の基本方針 琵琶湖河川事務所が所管する各河川における河川敷利用の基本方針は、基本理念を踏まえて以下のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 自然環境の保全・治水・利水を踏まえたものとする。 (2) 誰もが河川と容易にふれあええるものとする。 (3) 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。 (4) 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、自然環境の復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。 (5) 利用が競合する場合は、関係住民間で合意形成を図るものとする。 	

<p>第21回委員会で提案した「基本理念・基本方針について（修正案）」</p> <p>3. 河川敷占用許可審査の基本的な考え方 河川敷占用許可審査の基本的考え方を以下に示す</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) 河川敷占用に係る審査の基本は、利用の基本的な理念（基本理念）と利用の基本的な方針（基本方針）に基づいて行う。</p> <p>(2) 基本理念は、琵琶湖河川事務所所轄河川全域の河川敷利用に広く適用する。</p> <p>(3) 基本理念及び基本方針に合致しない既存施設は廃止・縮小する。</p> </div> <p>(説明) 琵琶湖河川事務所所管河川の河川敷利用に関する基本理念と基本方針を基に、河川敷利用の是非を審査・判断する。</p> <p>以上</p>	<p>第22回委員会で提案する「基本理念・基本方針について（修正案）」</p> <p>3. (削除)</p> <p>以上</p> <p>説明 「河川敷占用許可審査の基本的な考え方」については、ガイドラインの中で整理することとする</p>
--	--

河川敷占用許可申請・審査の
ガイドライン (原案)
【抜 粋】

河川保全利用委員会
(琵琶湖河川事務所)

目 次

1. 目的
2. 適用範囲
3. 河川敷の保全・利用の基本的な考え方
 - 3-1 河川敷利用の基本理念
 - 3-2 河川敷利用の基本方針
 - 3-3 河川敷占用許可審査の基本的な考え方
4. 河川敷占用許可制度
 - 4-1 河川敷の占用許可制度の流れ
 - 4-2 事前協議システムにおける審査の留意点
 - 4-3 事前協議システムにおける委員会審査の流れ
5. 審査の準備
 - 5-1 委員会事務局の設置
 - 5-2 審査に必要な書類
 - 5-3 第1回審査の準備内容
 - 5-4 第2回審査の準備内容
 - 5-5 審査表の作成と運用
6. 審査表の構成
 - 6-1 審査表の構成
7. 申請内容の審査事例
 - 7-1 審査事例集の整理
 - 7-2 審査事例集の使用上の注意事項
8. 審査結果の集約と提出
 - 8-2 意見書による審査結果の回答
9. 審査資料と参考資料
 - 9-1. 審査資料
 - 9-2. 参考資料

3. 河川敷の保全・利用の基本的な考え方

3-1 河川敷利用の基本理念

川は、生物の生息・生育・繁殖環境として、地域に残された貴重な自然環境を有する場であり、そのような環境を享受しつつ地域固有の風土・文化が形成されてきた。そのような認識の下で、将来に地域の貴重な財産を継承していくために「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を河川敷利用の基本理念とする。

なお、この基本理念を踏まえた望ましい具体的な利用形態は以下のものが挙げられる。

- (1) 自然環境の保全・修復に向けた利用
- (2) 水環境学習を推進するための利用
- (3) 治水・利水のあり方を理解するための利用
- (4) 自然散策等健康増進のための親水空間としての利用
- (5) 流域の景観（生態的景観を含む）と歴史・文化を損なわない利用
- (6) 自由使用と自己管理のもとでの利用

3-2 河川敷利用の基本方針

琵琶湖河川事務所が所管する各河川における河川敷利用の基本方針は、基本理念を踏まえて以下のとおり定める。

- (1) 自然環境の保全・治水・利水を踏まえたものとする。
- (2) 誰もが河川と容易にふれあえるものとする。
- (3) 利用施設は、利用者の安全と、洪水時における治水上の安全に配慮したものとする。
- (4) 利用施設の整備は、自然環境保全の視点から整備の範囲を必要最小限とし、復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。
- (5) 利用が競合する場合は、関係住民間で合意形成を図るものとする。

なお、河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）における審査が終了した占用施設については、「占用許可申請に対する意見書」とその審査過程を参考として各占用区域ごとの現状と今後の望ましい利用形態を定め、随時本ガイドラインに追加していくこととする。

3-3 河川敷占用許可審査の基本的な考え方

河川敷占用許可審査の基本的考え方を以下に示す

- (1) 河川敷占用に係る審査の基本は、河川敷利用の基本理念（以下「基本理念」という。）と河川敷利用の基本方針（以下「基本方針」という。）に基づくこととする。
- (2) 基本理念・基本方針は、琵琶湖河川事務所が所管する河川全域の河川敷利用に適用する。
- (3) 基本理念・基本方針に合致しない既存施設は廃止・縮小する。

(説明)

- ① 琵琶湖河川事務所が所管する河川全域の河川敷利用に適用する基本理念と基本方針を基に、河川敷利用の是非を審査・判断する。
- ② 既存の河川敷利用は、住民等から存続の要望があることを考慮し、基本理念に合致しない場合においても、当面の間は自然環境への影響が軽微な利用に限ってこれを認めるが、利用方法の改善や利用の縮小・廃止を目指すものとする。

9. 審査資料と参考資料

9-1. 審査資料

審査資料1 審査表原本 審査資料2 委員会審査事例集

9-2. 参考資料

参考資料1 審査終了占用施設一覧

参考資料2 委員会審査表

- (1)小浜河川公園、川田河川公園、野洲川改修記念公園用審査表
- (2)グライダー操縦訓練場審査表
- (3)野洲川立入河川公園、野洲川河川公園、野洲川運動公園用審査表

参考資料3 意見書

- (1)小浜河川公園意見書
- (2)川田河川公園意見書
- (3)野洲川改修記念公園意見書
- (4)グライダー操縦訓練場意見書
- (5)野洲川立入河川公園意見書
- (6)野洲川河川公園意見書
- (7)野洲川運動公園意見書

参考資料4 各占用区域ごとの現状と今後の望ましい利用形態

(1)〇〇河川公園

参考資料5 審査対象施設の概要(平面図と施設写真)

- (1)小浜河川公園概要(平面図と施設写真)
- (2)川田河川公園概要書(平面図と施設写真)
- (3)野洲川改修記念公園概要書(平面図と施設写真)
- (4)グライダー操縦訓練場概要書(平面図と施設写真)
- (5)野洲川立入河川公園概要書(平面図と施設写真)
- (6)野洲川河川公園概要書(平面図と施設写真)
- (7)野洲川運動公園概要書(平面図と施設写真)

参考資料6 委員会への審査依頼書

- (1)審査依頼書(小浜河川公園、川田河川公園、野洲川改修記念公園)
- (2)審査依頼書(グライダー操縦訓練場)
- (3)審査依頼書(野洲川立入河川公園、野洲川河川公園、野洲川運動公園)

以上

各占用区域ごとの現状と今後の望ましい利用形態（野洲川川田河川公園）

野洲川川田河川公園は淀川水系全体の考え方である「川でなければできない利用・川に活かされた利用」の観点からすると河川敷以外での設置及び利用が可能な施設であり、また、基本理念（２）水環境学習を推進するための利用、（４）自然散策等健康増進のための親水空間としての利用、基本方針（２）誰もが河川と容易にふれあえる利用とする、に合致しない施設であるため規模の縮小又は堤内地で代替地を確保すべきである。

しかし、地域の要望や利用者の必要性が高い現状からすぐに対応することは難しいと思われるが、規模の縮小又は堤内地での代替地確保の検討は進めていただきたい。

ただし、占用を継続する一つの方策として、基本理念（２）及び（４）、基本方針（２）に合致する利用形態である「河川とのふれあいを目指した水辺の総合的利用が可能な施設」に変更することが考えられ、このような配慮が十分になされた場合には継続利用は可能である。

したがって、従来のスポーツ・レクリエーション中心としての利用のみではなく、環境学習や川遊びなどの川とのふれあいができる自然公園的な施設への利用形態への変更を含めて検討することが必要である。